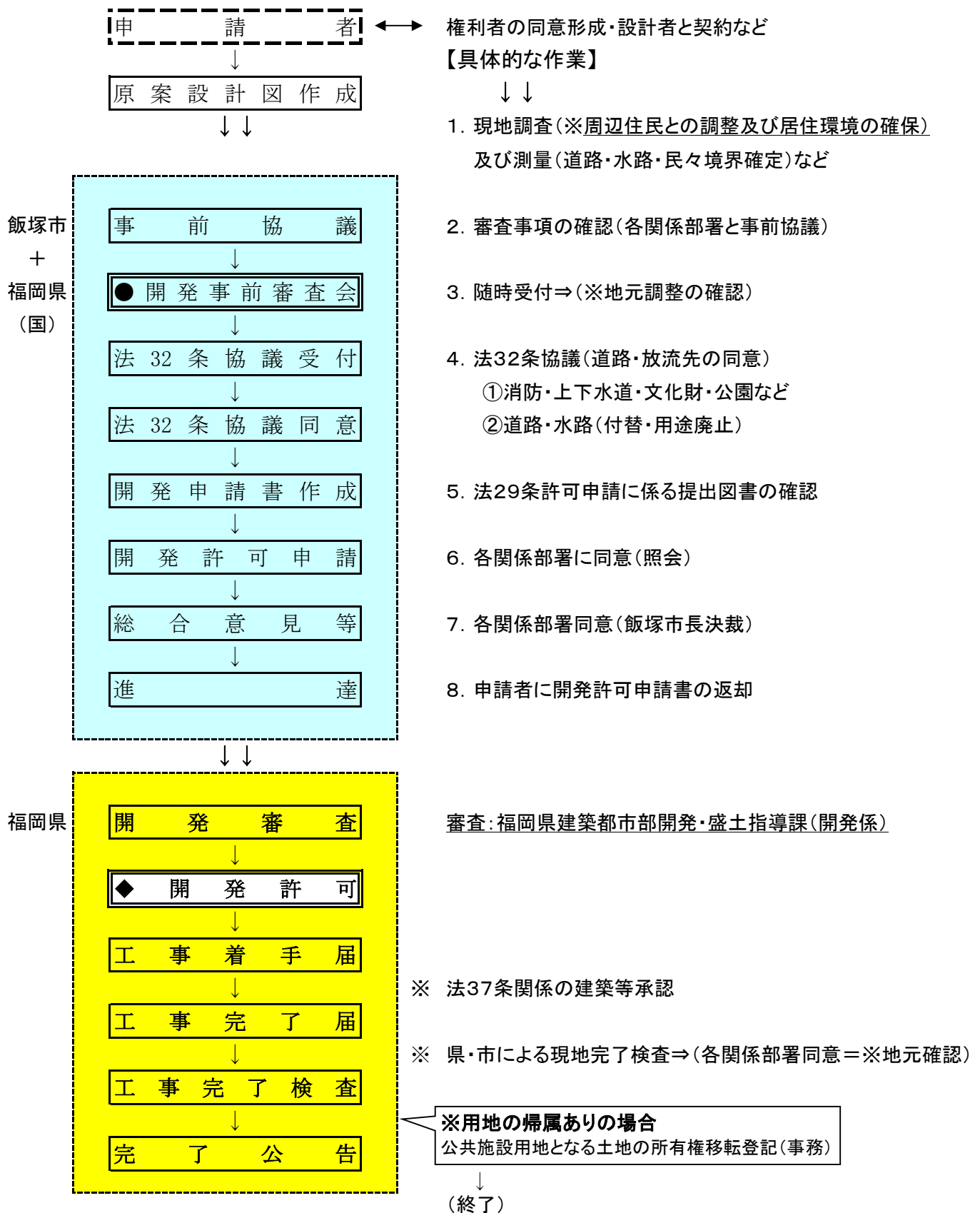


【1】県開発：都市計画法に基づく開発行為フロー（開発区域3，000㎡以上）



注1) 開発事前審査会（飯塚市開発指導要綱）以降は、都市計画法及び福岡県の規程（様式等）に準ずる。
注2) 開発許可事務等標準処理期間については、福岡県建築都市部開発・盛土指導課が作成した「都市計画法に基づく開発行為等の審査基準」（平成24年5月14日改正）P74を参照。